

別表 病院の使用前検査対象の構造設備等一覧

構造設備名	根拠条文				自主検査	備考
	病院		入院施設を有する診療所			
	医療法	医療法施行規則	医療法	医療法施行規則		
各科専門の診察室	21①	20(1)	—	—	○	
手術室	21①	20(2),(3)	—	—	×	
処置室	21①	20(4)	—	—	○	
臨床検査施設	21①	20(5),(6)	—	—	○	
エックス線装置	21①	20(7)	—	—	○	※4
調剤所	21①,23	16①(14)	23	16①(14)	○	
消毒施設	21①	21(1)	—	—	○	
給食施設	21①	20(8),(9)	—	—	○	
洗濯施設	21①	21(1)	—	—	○	
分べん室	21①	—	—	—	○	
新生児の入浴施設	21①	—	—	—	○	
集中治療室	22	21の5(1)	—	—	×	
	22の2	22の3(1)	—	—		
化学、細菌及び病理の検査施設	22	21の5(1)	—	—	○	
	22の2	—	—	—		
無菌状態の維持された病室	22の2	22の4	—	—	×	
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23	16①(1)	23	16①(1)	○	
放射線に関する構造設備	23	16①(1),第4章	23	16①(1),第4章	△	※3
病室	23	16①(2),(2)の2,(3),(4),(6),(7)	23	16①(2),(2)の2,(3),(4),(6),(7)	×	
機械換気設備	23	16①(5)	23	16①(5)	○	
患者の使用する屋内の直通階段	23	16①(8),(9)	23	16①(8),(9)	○	
避難階段	23	16①(10)	23	16①(10)	○	
患者が使用する廊下	23	16①(11)	23	16①(11)	○	※5
消毒設備	23	16①(12)	23	16①(12)	○	
歯科技工室	23	16①(13)	23	16①(13)	○	
防火上必要な設備	23	16①(15)	23	16①(15)	○	
消火用の機械又は器具	23	16①(16)	23	16①(16)	○	
磁気共鳴画像診断装置(MRI)	—	—	—	—	○	※4

(療養病床を有する病院)

構造設備名	根拠条文				自主検査	備考
	病院		入院施設を有する診療所			
	医療法	医療法施行規則	医療法	医療法施行規則		
機能訓練室	21①	20(11)	21②	21の3	○	
談話室	21①	21(2)	21②	21の4	○	
食堂	21①	21(3)	21②	21の4	○	
浴室	21①	21(4)	21②	21の4	○	

※1 根拠条文中、アラビア数字は条を、○囲み数字は項を、( ) 囲み数字は号を示す。

※2 自主検査中、○印は自主検査選択可、×印は自主検査選択不可を示す。

※3 自主検査中、△印の付されたものについては、エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく、装置等のみの変更である場合に限り、自主検査が選択可能となる。

※4 エックス線装置及び磁気共鳴画像診断装置(MRI)については、自主検査の対象であるが、これを使用する室であるエックス線診療室及び磁気共鳴画像診断装置(MRI)検査室については、自主検査の対象外となる。